

②次期子ども・子育て支援事業計画について 配布資料

平成24年8月成立

平成27年4月施行

「子ども・子育て関連3法」

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法の一部改正法
- ③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

趣旨：保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するもの。

市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け

「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）

平成27年度から平成31年度までの計画

H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----

↑ 来年度が
最終年度

平成31年度中に、次期計画（H32年度～H36年度）を策定。